平成２７年（フ）第８３号
鹿児島県志布志市有明町野井倉8277番地、申立時の住所鹿児島県霧島市国分中央２丁目16番24号　セジュール西戸崎Ｂ101
債務者　**徳**富　亮次
1　決定年月日時　平成27年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上川　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第１０９号
長野県上田市中丸子1280番地５
債務者　大塚　英毅
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　織　　英子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第９１０号
京都市中京区六角通麩屋町東入八百屋町107番地　ＡＰＥＸ京都新京極Ⅰ　1004
債務者　岡田　知子
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　孝司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月24日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１８７８号
横浜市金沢区釜利谷南２丁目15番１―204号
債務者　渡部　辰美
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　織田　慎二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８７９号
横浜市金沢区釜利谷南２丁目15番１―204号
債務者　渡部　久子
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　織田　慎二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３７９号
埼玉県富士見市羽沢３丁目９番32―104号
債務者　古谷田工業こと　古谷田孝志
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　秀朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月２日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４００号
埼玉県川越市小仙波町４丁目４番地２（ディアス小仙波Ｂ棟101号室）
債務者　蝦名　真一
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山元　勇気
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月16日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４０１号
埼玉県川越市大字小室341番地３　（リーベアール201号室）
債務者　蝦名　健二
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山元　勇気
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月16日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１４１８号
名古屋市守山区大字下志段味字長廻間2280番地　寿楽荘、申立時の住所名古屋市中区大須１丁目２番27号　千賀良荘６号
債務者　髙田　　務
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５４０号
名古屋市北区上飯田北町４丁目75番地の１アーバニア上飯田北町802号
債務者　横井　祐歌
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６７４号
札幌市北区屯田10条３丁目７番18―102号
債務者　岩田　麻優（旧姓土門）
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６８１号
札幌市北区新琴似８条７丁目４番６号　宮崎マンション202号
債務者　福嶋　寶子
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７３７号
札幌市中央区南４条東５丁目３番地12　エンドレス三井リバーサイド1305号
債務者　酒本　洋司
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７４８号
札幌市厚別区青葉町３丁目１番１―804号
債務者　安藤　正枝
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７５２号
札幌市豊平区月寒東２条18丁目10番20―405号
債務者　芳野　　紋
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７６０号
札幌市東区北28条東13丁目１番22号　ルミエール北28条Ｂ棟101号、住民票上の住所札幌市南区石山１条９丁目８番１号
債務者　平瀬　翔子
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７６４号
札幌市北区篠路１条５丁目２番22―102号
債務者　奥山　直人
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部